

公益社団法人日本語教育学会
代表理事・業務執行理事の職務権限細則

制 定	2017年7月23日 2017年度第3回理事会
一部改定	2019年7月7日 2019年度第3回理事会
一部改定	2021年6月20日 2021年度第3回理事会

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）の定款第27条、および、理事の職務権限規程第5条、第6条に基づき、本学会の代表理事と業務執行理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2章 代表理事・業務執行理事の職務権限

(代表理事)

第2条 代表理事の職務権限を、別表のとおり定める。

(業務執行理事)

第3条 業務執行理事の職務権限を、別表のとおり定める。

第3章 雑則

(細則)

第4条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に必要な事項は理事会の議決により別に定める。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この細則は、2017年7月23日から施行する。

附 則

この細則の改定は、2019年7月7日から施行する。

附 則

この細則の改定は、2021年6月20日から施行する。

代表理事・業務執行理事の職務権限細則 別表

任期：2021年5月23日～2023年代議員総会の日（五十音順・敬称略）

決裁事項		代表理事 (会長)	代表理事 (副会長)	業務執行理事 (副会長)	
I 組織					
1	総務	●	◎	○	○
2	財務	●	◎	○	○
II 事業					
1	大会	●	○	◎	○
2	支部活動	●	○	◎	○
3	チャレンジ支援	●	○	◎	○
4	学会誌	●	○	○	◎
5	調査研究	●	○	○	◎
6	表彰	●	○	○	◎
7	社会啓発	●	○	◎	○
8	連携協力	●	○	◎	○
9	国際連携	●	○	○	◎
10	広報	●	◎	○	○
11	受託	●	◎	○	○
III 全体に関わるもの					
1	中期計画	●	◎	○	○
2	広報戦略合同会議	●	◎	○	○
3	調査研究合同会議	●	○	○	◎
4	人材育成合同会議	●	○	◎	○

●：会長は全ての最終決定権限を有する。

○：各副会長の主な業務分担（◎と表記する）については、理事の改選後に定める。

会長は、本学会の業務全体を執行する。

副会長は、代表理事・業務執行理事の職務権限細則別表に基づき本学会の業務を分担執行する。

常任理事は、会長・副会長を補佐する。

常任理事・理事の各担当は理事改選後の理事会で定める。